

平成 28 年 6 月 30 日

平成 28 年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立環境研究所における平成 27 年度の契約状況(表 1)は、契約件数は 610 件、契約金額は 115.6 億円であった。また、競争性のある契約は 386 件(63.3%)、90.5 億円(78.3%)、競争性のない随意契約は 224 件(36.7%)、25.2 億円(21.8%)であった。

平成 26 年度と比較して、競争性のある契約の割合が件数、金額ともに増加している(件数は 7.8%、金額は 56.3%の増)。これは第 3 期中期計画期間(平成 23 年度～27 年度)の当初に発生した東日本大震災によって、当研究所の施設も被災するなど、震災の影響により事務・事業の実施が後ろ倒しになったことで中期計画の最終年であった平成 27 年度に調達が増加したこと、また、所内において追加的な予算措置(研究基盤整備費)がされたこと等により調達全般について増加傾向であったものと考えている。なお、件数の増加に比して契約金額の増加率が大きいことについては、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」に関連した複数年度にわたるデータ管理システムの更改及び運用保守業務(21 億円)、血液試料金属分析業務(6.5 億円)、尿試料中コチニンおよび 8-ヒドロキシ-2'-デオキシグアノシン分析業務(4.3 億円)や、大気共同・化学実験棟耐震改修整備工事(4.6 億円)等の高額の契約が複数あったことによる。

競争性のない随意契約の割合についても、前年度と比較して、件数、金額ともに増加している(件数は 34.1%、金額は 12%の増)。この主な原因については、上記のとおり調達全般について増加傾向にあったこと、また、民間航空機を活用した CO2 濃度観測のための部品製作等の業務(1.5 億円)や GOSAT データ処理運用のためのシステム維持改訂等の業務(1.2 億円)などの高額の契約が複数あったことによるものと考えている。

表 1 平成 27 年度の国立環境研究所の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(67.4%) 354	(71.4%) 57.4	(62.0%) 378	(76.5%) 88.4	(6.8%) 24	(54.0%) 31.0
企画競争・公募	(0.8%) 4	(0.7%) 0.5	(1.3%) 8	(1.7%) 2	(100%) 4	(300%) 1.5
競争性のある契約(小計)	(68.2%) 358	(72.0%) 57.9	(63.3%) 386	(78.3%) 90.5	(7.8%) 28	(56.3%) 32.6
競争性のない随意契約	(31.8%) 167	(28.0%) 22.5	(36.7%) 224	(21.8%) 25.2	(34.1%) 57	(12%) 2.7
合計	(100%) 525	(100%) 80.4	(100%) 610	(100%) 115.6	(16.2%) 85	(43.8%) 35.2

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

(2) 国立環境研究所における平成27年度の一般競争入札における一者応札・応募の状況(表2)は、契約件数は303件(78.5%)、契約金額は66.9億円(73.9%)である。

前年度と比較すると、件数、金額ともに増加した。この主な原因としては、1.(1)にあるように調達全般について増加傾向にある中、27年度に行った調達についてもこれまでと同様、研究・開発事業等に係る特殊性があることに加え、東日本大震災に関連した放射性物質汚染廃棄物の処理や多媒体での放射性物質の環境動態解明に関する調査研究の本格化等に伴う特殊な調達が数多くあったものと考えている。

なお、27年度の競争契約全体における1者以下の応札・応募の割合については、前年度と比較して件数、金額ともに減少している。これは、2者以上の応札・応募について、1契約あたりの契約金額が約1億円～4.5億円となる5件の工事契約について複数の応札があったことなどから件数、金額ともに増加し、1者以下の応札・応募の増加率を上回ったことによるものである。

表2 平成27年度の国立環境研究所の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	69 (19.3%)	83 (21.5%)	14 (20.3%)
	金額	12.8 (22.0%)	23.5 (26.0%)	10.7 (83.6%)
1者以下	件数	289 (80.7%)	303 (78.5%)	14 (4.8%)
	金額	45.2 (78.0%)	66.9 (73.9%)	21.7 (48.0%)
合計	件数	358 (100%)	386 (100%)	28 (7.8%)
	金額	57.9 (100%)	90.5 (100%)	32.6 (56.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札となっている調達について、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 研究開発等の役務及び研究機器等の物品にかかる調達のうち一者応札となっている調達

これまで、一者応札・応募率の改善を目的として、公告期間及び入札等から業務開始までの適切な準備期間の確保、入札説明書等の国立環境研究所以外機関(つくば市商工会、筑波研究学園都市交流協議会、つくば市研究支援センター、関係学会)のホームページへの掲載、郵便入札制度の導入等の取組を実施しているところであるが、1(2)のとおり、調達そのものの特殊性等から改善されていない状況が続いている。そのため、より効果的な調達情報の提供場所等を検討し、さらなる周知の機会の拡大を図る。また、平成27年度の一者応札・応募が件数・金額ともに7割を超えている現状を踏まえ、平成28年度については、新たに研究機器等の物品にかかる調達についても①及び②の取組を実施することで応札者の拡大を目指すとともに、①及び②の取組が、どの分野の一者応札の改善に効果的であるか等について分析を行う。【クロスチェックシートの導入により参入要件や仕様書等を改善した調

達件数】

- ① 27年度に整備した参入要件及び仕様書記載の明確化などの改善可能性のあるチェック項目を盛り込んだチェックシートを必要に応じて見直しを行いながら、入札公告前から契約締結にかかる一連の契約プロセスにおいて調達担当職員と研究ユニットにおけるクロスチェックを実施
- ② クロスチェックプロセスの導入実施により改善された事例の組織的な共有

(2) 一者応札改善の取組を十分に行っていると見込まれる調達

一者応札・応募率の改善の取組を十分に実施していても調達の特殊性から一者応札が改善されていない調達については、形式的に競争入札に付している側面がある。そのため、平成28年度の調達においても、調達価格だけでなく調達に係る事務コストを含む全体コストの改善を図る観点から試行的に①及び②の取組を実施し、形式的な競争入札を可能な限り不要としつつ最大限競争性の担保と事務処理の効率化を目指す。【公募(入札可能性調査の実施件数)】

- ① 国立環境研究所における調達の特殊性などから一者応札の改善が見込めない調達について公募(入札可能性調査)を実施する。
- ② 公募(入札可能性調査)を実施する調達の選定及び実施した調達の妥当性、随意契約となったことによる調達価格の妥当性(過去の調達額との比較等)については6.において設置する調達等合理化検討会において検証を行う。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約を締結することとなる案件については、従前と同様、事前に所内に設置された契約審査委員会(総括責任者は企画・総務担当理事)を月に1回程度開催し、各委員に報告を行い、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検・承認を受けることとする。

ただし、契約手続きを至急行う必要がある場合等止むを得ないと認められる場合は、書面にて各委員に報告の上承認を受けることとする。【契約審査委員会による審査件数】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

国立環境研究所では、研究活動における不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、文部科学省が「研究機関における公的研究費の管理・監視のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月)を策定したことを受け、外部講師を招いたコンプライアンス研修を25年度より実施し、関連する業務に直接従事する全ての職員等に受講を義務付けている(平成26年度からは年2回開催)。平成28年度以降も研修内容を精査するなどより不祥事発生の未然防止、早期発見、再発防止に効果的な研修を実施する。【コンプライアンス研修の実施結果】

また、調達手続き全般に関するマニュアルを作成するとともに調達担当職員等を対象とした説明会を毎年実施している。今後は既に盛り込まれている調達手続きにおける間違いやすい点及び誤認されやすい点や平成27年度に作成した仕様書等の作成に係る優良事例・不適切事例等を必要に応じて更改するなどより分かりやすいマニュアルに修正し、組織全体で共有することにより調達手続きの更なる適正化・円滑化を図る。【調達担当職員等に対する

説明会実施結果】

さらに、不祥事等の発生を未然に防止するため、調達物品の検査態勢を見直し、業者から納品される調達対象物品等は、発注者立会いのもとで、すべて調達担当職員等が検収を行うこととする。検収にあたっては、他機関における過去の不祥事等の発生状況等も把握しながら、実効性のある検収を実施する。【検収実施状況】

4. 調達等合理化の目標

(1) 一者応札の改善にかかる目標

参入要件及び仕様書記載の明確化などの改善可能性のあるチェック項目を盛り込んだチェックリストを活用することにより、研究開発等の役務にかかる調達のうち一者応札となっている調達の低減を目指す。そのため、研究開発等の役務及び研究機器等の物品にかかる調達の全件についてチェックリストを用いて参加要件や仕様書等の一層の精査を行う。

また、一者応札の取組を十分に行っているとともに、国立環境研究所における調達の特異性などから一者応札の改善が見込めない調達について、調達コスト全般への影響について検討するため10件程度公募(入札可能性調査)を実施する。

なお、研究機器の保守業務や定常的に実施している観測業務等の毎年度実施することが見込まれる業務については、契約金額の縮減、契約事務の効率化等の観点から、可能な限り複数年契約とするように努める。

(2) 調達に関するガバナンスの徹底にかかる目標

随意契約を締結することとなる案件について、所内に設置している契約審査委員会を原則毎月開催し審査する。また、公的研究費の不正流用等の調達に関する不正の未然防止や早期発見等を目的に定期的に外部講師を招いたコンプライアンス研修を年2回、調達担当職員等に対する説明会を年1回実施し、調達に関する適切なガバナンスを確保する。

また、納品される調達対象物品等は発注者立会いのもとで、すべて調達担当職員等が検収を行う。

5. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務・企画担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 企画・総務担当理事

副総括責任者 総務部長

メンバー 企画部長、施設課長、会計課長、研究ユニット代表者(1名)

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価

の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約等及び一者応札・応募となった個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

7. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立環境研究所ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。